

介保第 344 号  
令和2年 3月23日

高齢者福祉施設の管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について  
(令和2年3月19日現在)

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省より当面の考え方として発出された「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月11日厚生労働省事務連絡）」に基づきご対応いただいているところですが、今般、厚生労働省より、本邦への上陸の14日以内に法務省が指定する出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第14号に基づく入国拒否の措置の対象地域に滞在歴がある外国人及び中華人民共和国湖北省又は浙江省で発行された同国旅券を所持する外国人及び香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人については、上陸拒否の対象となっていることなどから、同事務連絡を廃止し、今後は別添事務連絡の別紙のとおりとする旨通知がありました。必ず内容をご確認の上、感染経路の遮断の徹底等、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますようお願いいたします。

施設整備係 TEL:0742-27-8534 介護事業係 TEL:0742-27-8532
--